

札幌介護ケアステーション運営規程（移動支援）

（事業の目的）

第1条 合同会社札幌介護が開設する札幌介護ケアステーション（以下「事業所」という。）において実施する、札幌市における移動支援事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、外出時における移動の介護を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、以下の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の設置及び運営

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 札幌介護ケアステーション
- （2）所在地 札幌市西区西野6条1丁目6番23号

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）サービス提供責任者 1名（常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、移動支援計画の作成等を行うとともに、自らもサービスの提供に当たるものとする。
- （3）従業者 1名（常勤）、1名（非常勤）
従業者は、サービスの提供に当たるものとする。
- （4）事務職員 0名（非常勤）
必要な事務を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。なお、サービスの提供については、左記の曜日以外についても相談に応じるものとする。
- （2）営業時間
月・金曜日9時から17時、火～木曜日9時から16時までとする。ただし、サービスの提供時間は24時間とする。

（サービスを提供する主たる対象者）

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者
- （2）知的障がい者
- （3）障がい児
- （4）精神障がい者
- （5）難病等対象者

(サービスの内容)

第7条 この事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 外出時における介護

(利用者から受領する費用の額)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は札幌市長の定める基準によるものとし、当該サービスが代理受領サービスである時は、利用者の受給者証に記載された割合を乗じた額とする。

2 外出時における介護を行う際に交通機関を利用する場合において、利用者本人及び従業者に係る交通費は利用者の負担とする。この場合において、従業者に係る交通費は交通機関を利用する都度利用者が支払うものとし、従業者が交通費を立て替えて支払った場合は、交通機関を利用した後に利用者から当該立て替えて支払を行った交通費相当額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 第2項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を当該利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(従業者の研修)

第11条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年4回以上

(その他運営についての重要事項)

第12条 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者は、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社札幌介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 重要事項説明書に記載がある場合はそれに準ずるものとする。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。